

Check!

1

JASMAからの 大切なお知らせ

～平成22年3月31日以前に生産された自動車対象～

各種基準をクリアして登録されたJASMA事業部会員マフラーには
「JASMAプレート」が付属されています



規制緩和の影響により、マフラー やサスペンション等をはじめとするアフターマーケットパーツが指定部品に認められ、それらのパーツが自由に装着できるようになっています。

しかし、自動車の安全の確保並びに公害を防止するためには、自動車ユーザーの皆様の自己管理責任がいっそう重要です。JASMAはユーザーの皆様が安心して自動車をカスタマイズ出来るように、マフラーの品質、性能の維持、管理をするために設立された団体で、(一社)NAPACの事業部です。

平成22年3月31日以前に生産された車両向けのマフラーが対象となり、各種基準をクリアしたマフラーにはJASMAプレートが付属されています。

また、ユーザーにはJASMA認定書を発行し、製品の品質の維持に努めています。

自動車をカスタマイズする際には、ユーザーの皆様の自己責任において保安基準をより理解し、パートの組合せ等について保安基準を遵守するよう努め、マフラー等をご購入の際には、JASMA登録製品(上記プレート付商品)をご購入ください。

会員一覧

Jworks
EXHAUST Master

APEXi.

HKS

MUGEN

AUTOBACS

柿本改
KAKIMOTO RACING

5ZIGEN
SCREEN INTERNATIONAL INC.

SARD
Racing

GRddy

tanabe

OFF ROAD SERVICE
TANIGUCHI

TUNE OFF

GPSPORTS

(株) 藤田エンジニアリング

FUJITSUBO
EXHAUST SYSTEMS

BLITZ

(株) ホシノインバル

(株) マインズ

マキシム
MAXIM WORKS

GARADON

SYMS
MOTOR TRADE

ROSSO
MODELLO

※50音順

JASMA
The Japan Automotive Sports Muffler Association

「JASMA認定マフラー」の普及に取り組む

(一社)日本自動車用品・部品アフターマーケット振興会(NAPAC) JASMA事業部 <https://www.napac.jp/cms/ja/jasma/about>

jasma



Check!

2

車検についての 大切なお知らせ

車検を受ける前に表示プレートをご確認ください！



平成22年4月1日以降に生産された車両に装着されているスポーツマフラーは、
「事前認証」を取得したマフラーでないと、車検を受けることは出来ません。
車検を受ける前に、後付消音器の性能等確認機関が発行する表示/プレートをご確
認の上、車検をお受けください。また、平成22年3月31日以前に生産された車両で、
JASMA認定品をご使用の方は、引き続き車検を受けることが出来ます。

平成22年3月31日以前に生産された車両は

JASMA®認定品

The Japan Automotive Sports Muffler Association

がそのままご使用いただけます



JASMA プレート

(平成22年3月31日までの生産車両対応)

平成22年4月1日以降に生産された車両は

性能等確認済マフラー

をご使用ください



H22 規制会員専用プレート

(平成22年4月1日以降の生産車両対応)

JASMA メンバーの認定マフラーは安全かつ安心してご使用頂けます

「JASMA認定マフラー」の普及に取り組む

(一社)日本自動車用品・部品アフターマーケット振興会(NAPAC) **JASMA事業部** <https://www.napac.jp/cms/ja/jasma/about>

jasma



JASMA®

The Japan Automotive Sports Muffler Association

Check!

3

性能等確認済マフラー についての 大切なお知らせ

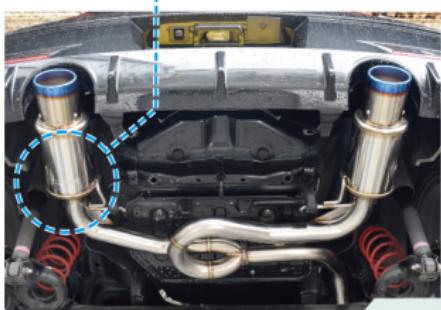
性能等確認済マフラーは純正品と同じく
車検を受けることが出来ます

平成22年4月1日以降に生産された車両用の
交換用マフラーにおいて、有効な騒音防止性能
の有無を、公正かつ適切に判定できるしくみを作るために、交換用マフラーの騒音防止性能等を予め検査、確認出来るとして自動車審査事務規定に基づき登録された機関を

「性能等確認機関」といいます。

この「性能等確認機関」の性能等確認試験によ
って事前認証を取得したマフラーは、「性能
確認済表示」を表示することが出来、純正品と
同じく車検を受けることが出来ます。

その機関の一つが「株式会社JQR」です。



「JASMA認定マフラー」の普及に取り組む

(一社)日本自動車用品・部品アフターマーケット振興会(NAPAC) JASMA事業部 <https://www.napac.jp/cms/ja/jasma/about>

JASMA
The Japan Automotive Sports Muffler Association

jasma



車検も安心！

疑問解消！車検時の Q&A

Q1

取付けられている後付け消音器（アフターマフラー）が車検証に記載されている「近接排気騒音値 例（73dB）」を+5dB を上回っているため、車検に通らないと言われたが？

A1

新規制値（車検証記載騒音値 +5dB）が適応されるのは、基本的に純正マフラーのみとなります。2016度騒音規制対象車両への、後付け消音器（アフターマフラー）に関しては、旧基準が適応されるため近接排気騒音値が 96dB（リアエンジン車は 100dB）以下が近接排気騒音の基準値となります。（一部例外有）

Q2

事前認証品について認定書が無いので車検に通らないと言われたが大丈夫か（ユーザーおよび車検業者より質問）

A2

事前認証品の車検に、認定書は必要ありません。2010年4月以降の事前認証のマフラーについては、マフラーの消音器に認証のプレートが添付されております。取付されているマフラーの消音器のプレートをご確認頂き、適合については、取扱説明書かホームページなどでご確認下さい。

Q3

使用している車検のフローチャートは、事前認証番号の末番に『S』か『R』の記載が必要と記載があるが、取付けのマフラーに記載が無いが大丈夫か？（車検業者より質問）

A3

未登録車等の車両にあらかじめ後付け消音器を取り付けて新規登録する際、未番に加速走行騒音が 76dB を超えない『S』か、二種後付消音器の『R』の記載された消音器でなければ登録できませんが、継続検査については未番に記載が無いマフラーでも問題ありません。

Q4

JQR プレートのエンジン型式の記載が車検証の記載と異なり、取付の車両が適合なのかがわからない（車検業者より質問）

A4

JQR プレートのエンジン型式の表示は、一部車検証と異なり「ハイフォン（-）」以降は原動機細目型式が表記されているものがあります。取扱説明書かホームページなどで車両型式、年式などが適合しているかご確認下さい。

本用紙を車検証と一緒に保管してご活用ください。

「JASMA 認定マフラー」の普及に取り組む

(一社) 日本自動車用品・部品アフターマーケット振興会 (NAPAC)

JASMA 事業部

<https://www.napac.jp/cms/ja/jasma/about>